

鳥羽商船高等専門学校		開講年度	平成29年度 (2017年度)		授業科目	航海法規		
科目基礎情報								
科目番号	0117			科目区分	専門 / コース必修			
授業形態	講義			単位の種別と単位数	履修単位: 1			
開設学科	商船学科			対象学年	4			
開設期	前期			週時間数	2			
教科書/教材	海上交通安全法の解説（海文堂出版）、海事六法（海文堂出版）							
担当教員	片岡 高志							
到達目標								
1. 各法令の制定に至る経緯を説明できる。 2. 海上で遭遇する種々の見合い関係において、適用される航法規定を導き出すことができる。 3. 海上交通法規を理解し、柔軟な法解釈ができる。								
ルーブリック								
		理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安		
評価項目1		各法令の制定に至る経緯を説明できる。		各法令の制定に至る概要を説明できる。		各法令の制定に至る経緯を説明できない。		
評価項目2		あらゆる見合い関係において適用される航法規定を導き出すことができる。		おおよその見合い関係において適用される航法規定を導き出すことができる。		適用される航法規定を導き出すことができない。		
評価項目3								
学科の到達目標項目との関係								
教育目標（B3）海事技術者としての専門知識								
教育方法等								
概要		三級海技士（航海）の資格取得に必要な海上交通法規について学習する。						
授業の進め方・方法		・ 授業方法は講義を中心とし、必要に応じて資料（自作プリント等）を配付します。 ・ 適宜レポート等を課すので、期限までに必ず提出すること。 ・ 課題レポート、その他（ノート提出）等が全てなされていることを条件に評価を行うので注意すること。 ・ 評価は、中間試験、定期試験及びレポート等を総合的に判断して行います（60点以上が合格）。						
注意点		・ 試験は、海技試験を想定し記述式を主体とするため、日頃から文章を書く練習をしておくこと。						
授業計画								
前期	1stQ	週	授業内容			週ごとの到達目標		
		1週	海上交通安全法及び関係法令－3			航路における一般航法規定について説明できる		
		2週	海上交通安全法及び関係法令－4			浦賀水道航路及び中ノ瀬航路の航法について説明できる		
		3週	海上交通安全法及び関係法令－5			伊良湖水道航路及び明石海峡航路の航法について説明できる		
		4週	海上交通安全法及び関係法令－6			備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路の航法について説明できる		
		5週	海上交通安全法及び関係法令－7			備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路の航法について説明できる		
		6週	海上交通安全法及び関係法令－8			来島海峡航路の航法について説明できる		
		7週	前期中間					
	2ndQ	8週	試験試験返却・解答 海上交通安全法及び関係法令－9			特殊な船舶（巨大船、緊急用務船等）の航路における交通方法の特例について説明できる		
		9週	海上交通安全法及び関係法令－10			海難発生時の対応について説明できる		
		10週	港則法及び関係法令－1			目的、適用海域及び定義等について説明できる		
		11週	港則法及び関係法令－2			入出航及び停泊時における適用規定を説明できる		
		12週	港則法及び関係法令－3			航路における一般航法規定について説明できる		
		13週	港則法及び関係法令－4			汽艇等、小型船等の航法について説明できる		
		14週	港則法及び関係法令－5			危険物の荷役、水路の保全に関する規定の概要を説明できる		
		15週	前期期末試験					
		16週	試験返却・解答 港則法及び関係法令－6			船舶交通が著しく混雑する特定港に適用される特定航法について説明できる		
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標								
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標			到達レベル	授業週	
評価割合								
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計	
総合評価割合	70	0	0	0	30	0	100	
基礎的能力	35	0	0	0	30	0	65	
専門的能力	35	0	0	0	0	0	35	
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0	